

# 令和4年度第6回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 9月9日(金) 午後1時30分から午後2時24分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (21名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員			委員	14番	福安	修
〃			〃	15番	上田	壽一
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内	敏博
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川	重雄
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤	利一
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	潔
〃	9番	猪口実	〃			
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田	和廣
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷	隆
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤	修
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永	正司

4. 欠席委員 (2名)

委員	2番	村田幸範	委員	20番	香川	恵
----	----	------	----	-----	----	---

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 0名)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	34号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	35号	競売買受適格証明(農地法第3条関係)について
議案第	36号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第	37号	農地転用事業計画変更申請について
議案第	38号	非農地証明について
議案第	39号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	40号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (6) 農地の形状変更届出書の受理について
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

		開会：午後1時30分
事務局 長		ただ今から、令和4年度第6回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長		まず、定足数の確認ですが、議席番号2番の村田委員、議席番号20番の香川委員より欠席の報告がありましたので、委員23名中21名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長		それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号8番 川上委員、9番 猪口委員をお願いします。
議長		それでは、議事に入ります。議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号25番から整理番号28番までの計4件ありまして、整理番号25番は気高町睦逢で売買、整理番号26番は長谷で贈与、整理番号27番は赤子田で売買、整理番号28番は河原町郷原で贈与による所有権移転となっております。 譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。 すべての申請が農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。
議長		整理番号25番を審議します。担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中村(精)委員		9月6日、事務局、推進委員と私で現地確認を行いました。 譲受人は乳用牛22頭飼育しており、トラクター2台、トラック2台等を所有してご夫婦で畜産業を営んでおられます。 今回の申請予定地は、1, 817㎡で現在、譲受人が畑を農地として利用しており、飼料用のイタリアングラスを作付けする予定であり、周辺の農地に影響を及ぼすことはないと考えます。 また、農薬を利用しておらず、今後も利用する予定はありません。
議長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長		無いようですので採決に移ります。 整理番号25番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長		異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号26番、27番を一括して審議します。担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。 (岩永委員退出)
建部委員		1件目の26番の方は贈与と言うことで、譲受人は大規模農家で20町ぐらい耕作されています。譲渡人は旦那さんが亡くなって、譲受人に貰ってもらえんのだろうかという筋書きです。

		申請地は近年利用されておらず、野菜や花を栽培される予定です。農業上の利用に影響を及ぼすことはないように考えておられて、農薬の使用方法については、地域の防除基準にしたがって行うようです。
建 部 委 員		2件目の27番の方は、同じく譲受人の旦那さんが亡くなって、田んぼを農業委員が購入されるということです。許可が出来次第、飼料作物を作付けして周辺の農地には迷惑をかけないということなので、何ら問題はありません。
議 長		整理番号26番の質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に移ります。 整理番号26番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号27番の質疑・意見はございませんか。
議 長		無いようですので採決に移ります。 整理番号27番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号28番を審議します。担当農業委員 猪口委員の報告をお願いします。
猪 口 委 員		譲渡人の方は鳥取市の(町の)方に出ておられまして、現在(申請地)は放棄地のような状態になっております。 譲受人の方は、(申請地の)隣の辺に畑を持っておられまして、一緒に畑にしようということで、(譲渡人からすると)引き取ってもらって有り難いといことで贈与という形になっています。
議 長		質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		無いようですので採決に移ります。 整理番号28番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第35号「買受適格証明(農地法第3条関係)について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		競売の買受適格となっております、整理番号1の北村で田が3筆計6,676㎡となっております。 被競売人、願出人は議案書に記載のとおりです。 買受適格証明が認められた場合、その後、3条申請が必要となりますが、今回同様の審議を行っておりますので、改めて総会で3条申請の審議をしなくても許可できることになっております。
議 長		整理番号1番を審議します。担当農業委員、依藤委員の報告をお願いします。
依 藤 委 員		この申請者の案件につきましては、実は4月に青谷地区で畑を売買する申請が出されております。その時に担当地区の農業委員や推進委員が申請者の経営状況を十分に確認

されておりますので、この度はご本人には電話で確認させていただきました。  
ただ、この申請されている農地は7月の農地パトロールで確認した土地でありまして、数年間、耕作されていない農地でございます。荒れております。  
そういうことがありますして、申請者にどういう形で耕作されるのかを確認しました。  
そうしたところ、近くに農地を持っているし、生まれた所が東郷谷の高路という所で、そこに農機具が置いてあります。そんなような話がありました。  
本当に耕作されますかと聞いたら、やりますと強い返事がありました。個人的には多少不安を覚えますけど、証明書を出すことについて問題はないと思います。

議 長 質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に移ります。  
整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。  
以上で議案第35号「買受適格証明（農地法第3条関係）について」を終わります。  
続きまして議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 整理番号9番から11番の3件です。  
整理番号9番、申請地は青谷町鳴瀧、転用目的は墓地。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。  
整理番号10番、申請地は用瀬町赤波、転用目的は墓地。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。  
整理番号11番、申請地は大畑、転用目的は墓地。農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続です。

議 長 整理番号9番を審議します。担当農業委員、石谷委員の報告をお願いします。

石 谷 委 員 私、推進委員、事務局、申請人で現地立会を行いました。墓が高いところにあり管理しやすい場所に移転するものです。チェックシートに照らし合わせても問題ありません。

議 長 質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 無いようですので採決に移ります。  
整理番号9番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。  
引き続き、整理番号10番を審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。

猪 口 委 員 用瀬担当の推進委員2名と私、申請者で現地確認を行いました。農道の下狭い場所で、その下には申請人の田んぼがあります。田んぼと道路との段があるところに設置されます。現在は山の中腹にあり参りにくくなるので、移転するものです。申請地は農地としても使いにくいいため問題ないと思います。

議 長 質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号10番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 引き続き、整理番号11番を審議します。担当農業委員、福田(淳)委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員	8月31日に推進委員と現地確認を行いました。すぐそばに自宅があるので、申請人と奥さんがでてきました。周辺農地には問題はありませんし、同意も得られております。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号10番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。
議 長	以上で議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第37号の「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号は2番と3番の2件となっています。 整理番号2番、一時転用で、申請地は伏野、転用目的は砂利採取、変更内容は期間延長です 整理番号3番、一時転用で、申請地は伏野、転用目的は砂利採取、変更内容は期間延長です。
議 長	それでは、整理番号2番を審議します。担当農業委員、川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員	9月5日に推進委員と現地確認を行いました。掘削中ですが、水位が高いようで池になったりしています。チェックシートに照らし合わせて、農地復元の確実性ですが、令和3年9月に許可した案件で、第1回目の延長であり問題ないと思います。
議 長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 引き続き、整理番号3番を審議します。担当農業委員の川上委員の報告をお願いします。
川 上 委 員	ここも掘削中でありまして。砂の出荷が少なく延長となっていると思いますが、2回目の延長ですので、令和5年10月29日までには埋められると思います。今までもこの業者は期間内には埋め戻しされていますので、大丈夫だと思います。

議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第37号「農地転用事業計画変更申請について」を終了します。 引き続き議案第38号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		整理番号77番から83番までの全部で7件となります。今回、市街化区域はありません。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号77番を審議します。担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建 部 委 員		9月1日に推進委員と事務局の3名で現地確認しました。現地は昭和47年頃から建物が建っております。20年以上経過しており、農地への復元は不可能ですので、非農地申請をしたというものです。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号77番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号78番を審議します。担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福 安 委 員		9月2日に推進委員と事務局、申請者の方と4名で現地確認しました。申請地は母屋の裏側に位置しております。30年以上耕作しておらず、なかなか復元も不可能ということで確認しました。チェックシートに基づきまして何ら問題はございません。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号78番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 引き続き整理番号79番を審議します。担当農業委員、柳田委員の報告をお願いします。
柳 田 委 員		9月1日に推進委員と事務局、申請者の父と4名で現地確認しました。申請地は住居の裏側でありまして、雑草が繁茂しておりました。相続以前の26年前から耕作していないとのことで、非農地申請をしてもよいと判断しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号79番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号80番を審議します。担当農業委員、岩永委員の報告をお願いします。
岩 永 委 員	9月3日に推進委員と事務局の3名で現地確認しました。申請地は竹林になっており、農地への復元は不可能と判断しました。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号80番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 整理番号81番を審議します。担当農業委員、福安委員の報告をお願いします。
福 安 委 員	9月2日に推進委員と事務局、申請人の代理人の行政書士の4名で現地確認しました。原野化していて農地復元が不可能な筆と、竹林化していて手が付けられない状態の筆と、チェックシートに基づいて判断いたしまして、何ら問題はございません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号81番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号82番を審議します。担当農業委員、建部委員の報告をお願いします。
建 部 委 員	9月1日に推進委員と事務局の3名で現地確認しました。20年以上前から耕作していない、手が付けられない状態です。チェックシートに基づいて照らし合わせても、何ら問題はございません。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号82番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号83番を審議します。担当農業委員、砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員	推進委員と事務局の3名で現地確認しました。市道に面した建物の裏側で、家庭菜園をしていたのかくらの面積の土地です。現在は空き家となっております。所有者は2人とも県外に住んでおり、非農地申請をしてから手放したいと思っているのかと思います。

議	長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号 83 番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 以上で議案第 38 号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第 39 号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		別紙となっている農用地利用集積計画をご覧ください。利用権を設定しようとするものが新規 7 件、更新 8 件、計 15 件となっております。面積は田が 6,725㎡、畑が 32,653㎡、計 39,378㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権が 13 件、使用貸借による権利が 2 件となっています。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	議案第 39 号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第 39 号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第 40 号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		農用地利用配分計画案をご覧ください。今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し農業者等に配分する農地の面積は、田が 103,077㎡、畑が 13,259㎡、総計 116,336㎡となっています。 権利種別の内訳は、賃借権 56 件、使用貸借による権利が 17 件の合計 73 件となっています。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第 40 号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。
		報告事項 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出書の受理について



- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (6) 農地の形状変更届出書の受理について
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議

長

無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和4年度第6回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後2時24分